

令和5年度学校体育施設スポーツ開放事業要項

西尾市教育委員会では、スポーツの普及及び市民の体力向上のため学校体育施設を開放します。
地域・職域等グループの体づくりにご活用ください。

- ※開放形態 (1) グループ開放とする。
(2) 開放は学校教育に支障のない範囲とする。

※開放校・場所・時間・種目・使用料

開放校	場所	時間	種目	全面使用料 (1H当り)	半面使用料 (1H当り)	
			() 数字：実施可能面数・台数 下線：半面予約で実施できる種目			
西尾地区	西尾小学校	運動場	午後6時30分～9時	ソフトボール(1)・少年野球(1)・サッカー(1)・少年サッカー(1)	3,190円	—
		体育館	"	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・ビーチボールバレー(2) バドミントン(3)・ミニバスケットボール(2)・剣道・なぎなた インドアカ(3)・ドッジボール(1)	410円	200円
	花ノ木小学校	"	"	バレーボール(2)・バドミントン(3)・インドアカ(3) ミニバスケットボール(2)・ドッジボール(2)・剣道	410円	200円
	八ツ面小学校	"	"	バレーボール(2)・バドミントン(3)・ミニバスケットボール(2) インドアカ(2)・剣道・ドッジボール(1)	410円	200円
	鶴城小学校	"	"	バレーボール(2)・バドミントン(3) ミニバスケットボール(2)・インドアカ(3)・剣道	410円	200円
	西野町小学校	"	"	バレーボール(2)・バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2) インドアカ(2)・剣道・ドッジボール(1)	410円	200円
	米津小学校	"	"	バレーボール(2)・ミニバスケットボール(2)・卓球(4) バスケットボール(1)・ドッジボール(2)	410円	200円
	中畑小学校	"	"	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・バドミントン(2) インドアカ(2)・ミニバスケットボール(2)・ドッジボール(2)	410円	200円
	平坂小学校	"	"	バレーボール(2)・ミニバスケットボール(2)・バドミントン(3) インドアカ(3)・剣道・バスケットボール(2)	410円	200円
	矢田小学校	"	"	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・バドミントン(2) ミニバスケットボール(2)・インドアカ(2)・ドッジボール(2) 剣道・空手	410円	200円
	寺津小学校	"	"	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・ビーチボールバレー(2) バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2)・ドッジボール(2) インドアカ(3)・剣道・卓球(2)	410円	200円
	福地南部小学校	"	"	バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2)・インドアカ(2) 剣道・バレーボール(2)・ドッジボール(2)	410円	200円
	福地北部小学校	"	"	バレーボール(2)・ミニバスケットボール(2) バドミントン(3)・インドアカ(3)・ドッジボール(1)	410円	200円
	室場小学校	"	"	バレーボール(2)・ミニバスケットボール(2)・卓球(4)	310円	—
	三和小学校	"	"	バレーボール(2)・ミニバスケットボール(2)・ソフトバレー(3) ドッジボール(2)・バドミントン(3)・インドアカ(3)	410円	200円
	西尾中学校	"	"	バレーボール(1)・バドミントン(3)・バスケットボール(1) インドアカ(3)	310円	—
	平坂中学校	体育館	"	バレーボール(1)・ソフトバレー(6)・バドミントン(3) バスケットボール(1)・インドアカ(3)	410円	200円
		武道場	"	剣道・柔道	310円	150円
		卓球場	"	卓球(10)	310円	150円
	寺津中学校	体育館	"	バレーボール(2)・バスケットボール(2)・バドミントン(3)	410円	200円
福地中学校	運動場	"	ソフトボール(1)・少年野球(1)・軟式野球(1)	3,190円	—	
	体育館	"	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・バドミントン(2) バスケットボール(2)・インドアカ(2)	410円	200円	
	武道場	"	剣道・空手	310円	—	
	卓球場	"	卓球(18)	310円	—	
東部中学校	体育館	"	バレーボール(1)・バスケットボール(1)・剣道	310円	—	
西尾高等学校	"	午後7時～9時(10月～2月) 午後7時30分～9時30分 (3月～9月)	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・バドミントン(2) インドアカ(2)・ドッジボール(2)・フットサル(2)・ショートテニス(2)・バスケットボール(2)	410円	200円	
	武道場	"	柔道	310円	—	
西尾東高等学校	体育館	"	バレーボール(2)・ビーチボールバレー(2)・ドッジボール(2) バスケットボール(2)・ソフトバレー(6)・卓球(8)・剣道 バドミントン(シングルス)(6)・インドアカ(6)・和太鼓	410円	200円	

開放校	場所	時間	種 目		全面使用料 (1H当り)	半面使用料 (1H当り)
			() 数字：実施可能面数・台数 下線：半面予約で実施できる種目			
西尾地区	にしお特別支援学校	体育館	午後6時30分～9時	バレーボール(1)・ソフトバレー(1)・バスケットボール(1)・体操 ポッチャ(3)・ドッジボール(1)・車いすバスケ(1)・フライングディスク(5)	310円	—
一色地区	一色中部小学校	運動場	午後6時～9時	ソフトボール(1)・少年野球(1)・少年サッカー(1)	1,040円	—
		体育館	"	ソフトバレー(2)・バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2) インディアカ(2)・ドッジボール(1)・卓球(5)	310円	—
	一色東部小学校	運動場	"	ソフトボール(1)・少年野球(1)・軟式野球(1) 少年サッカー(1)	1,040円	—
		体育館	"	バレーボール(1)・ソフトバレー(1)・ドッジボール(1)・剣道 バドミントン(2)・バスケットボール(2)・ミニバスケットボール(2) インディアカ(2)・卓球(2)	310円	—
	一色西部小学校	運動場	"	サッカー(1)	1,040円	—
		体育館	"	バレーボール(2)・バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2) インディアカ(2)	310円	—
	一色南部小学校	運動場	"	ソフトボール(1)・少年野球(1)・サッカー(1)	2,080円	—
体育館		"	バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2)・インディアカ(2) ドッジボール(1)・剣道	310円	—	
佐久島しおさい学校	運動場	"	ソフトボール(1)・サッカー(1)	1,040円	—	
	体育館	"	ソフトバレー(1)・バドミントン(1)・ドッジボール(1) ミニバスケットボール(1)・ハンドボール(1)・卓球(8)	310円	—	
吉良地区	横須賀小学校	体育館	"	バレーボール(2)・ミニバスケットボール(2)・卓球(4) ドッジボール(1)	410円	200円
		ゆずりはホール	"	エアロビクス他体操系	310円	—
	津平小学校	体育館	"	ソフトバレー(1)・バドミントン(1)・ミニバスケットボール(1) インディアカ(1)・ドッジボール(1)・卓球(6)	310円	—
	荻原小学校	体育館	"	バレーボール(1)・ミニバスケットボール(2)・ドッジボール(1)	310円	—
	吉田小学校	運動場	"	ソフトボール(1)・少年野球(1)	2,150円	—
		体育館	"	ソフトバレー(2)・バドミントン(2)・ミニバスケットボール(2) インディアカ(2)・バレーボール(1)・ドッジボール(1)・卓球(5)	410円	200円
	吉田小学校	さざなみホール	"	エアロビクス他体操系	310円	—
		白浜小学校	体育館	"	バレーボール(1)・ソフトバレー(1)・バドミントン(1)・卓球(6) ミニバスケットボール(2)・インディアカ(1)・ドッジボール(1)	310円
	吉良中学校	運動場	午後7時～9時(4月～9月) 午後6時～9時(10月～3月)	少年野球(1)・ソフトボール(1)	2,500円	—
		体育館	"	バレーボール(2)・バスケットボール(2)・ドッジボール(2)	410円	200円
武道場		"	剣道・柔道・空手	310円	—	
卓球場		"	卓球(9)	310円	—	
吉良高等学校	体育館	午後7時～9時(10月～2月) 午後7時30分～9時30分(3月～9月)	バスケットボール(2)・ドッジボール(2)	410円	200円	
幡豆地区	幡豆小学校	運動場	午後6時～9時	少年サッカー(1)	370円	—
		体育館	"	バレーボール(2)・ソフトバレー(2)・ミニバスケットボール(2) バドミントン(4)・インディアカ(4)・卓球(4)	410円	200円
	幡豆中学校	体育館	午後7時～9時	バレーボール(2)・ドッジボール(2)バスケットボール(2)・バドミントン(6)	410円	200円
		武道場	"	剣道・柔道	310円	—
		卓球場	"	卓球(14)	310円	—

※使用料金410円の施設については半面利用出来ませんが、310円区分の施設は、全面利用しかできません。
ただし平坂中学校卓球場及び武道場については、半面利用を可能とし、利用料金についても半額となります。

※1時間当りの使用料金は表のとおりですが、以後30分増すごとに表中使用料の半額とします。

※利用日・利用校の変更は出来ません。元の予約を取消し、新たに予約を取ることはできますが、取消分の利用料は還付しません。

※利用時間の変更は可能ですが、短縮した場合利用料は還付しません。延長する場合は、追加徴収します。

※利用種目は、表記載種目に限り実施可能です。

※夏休み(盆休み)：8/12～8/16、冬休み(年末・年始)：12/28～1/5は施設の利用ができません。

※にしお特別支援学校については、障害者手帳(種別不問)所有者が含まれている団体のみ利用可能です。

※開放する団体 以下の要件をすべて満たす教育委員会に登録された団体とします。

- ・成人の利用責任者が含まれている団体
- ・西尾市内に在住、在勤、又は在学しており、市内在住者が7割以上の団体
- ・団体員数がおおむね10人以上の団体

※にしお特別支援学校は障がい者がいる団体のみ利用可能です。利用したい団体は、スポーツ振興課へご相談ください。

※登録手続

【1 4月利用分の抽選申込までに登録する場合】

令和5年度4月分の抽選申込は2月1日(水)に開始しますが、次年度の保険加入が2月中旬を目途に開始されるため、以下日程のとおり書類を提出してください。



【1月中旬】 ①利用登録申請書 ②会員名簿 ③誓約書を提出

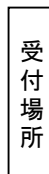
【1月末まで】 スポーツ振興課から申請者へ利用登録証を郵送

【3月20日(月)まで】 ④スポーツ保険加入者一覧 ⑤保険料領収書の写しを提出
※期日までに提出がない場合、4月分の予約は取消します。

【2 1以外の場合】

随時受付しますので、以下書類を揃えて提出してください。

①利用登録申請書 ②会員名簿 ③誓約書 ④スポーツ保険加入者一覧 ⑤保険料領収書の写し
提出書類を審査後、スポーツ振興課から申請者へ登録証を郵送します。



西尾地区:スポーツ振興課・総合体育館・中央体育館・中央ふれあいセンター・鶴城体育館
一色地区:一色町体育館
吉良地区:吉良野外趣味活動施設
幡豆地区:幡豆公民館

※登録時の 注意事項

- 1 登録証の有効期限は、登録時期によらず年度末までとなります。
- 2 登録手続きに関する個人情報、本目的以外には使用せず、緊急連絡及び会議開催通知等に利用します。
- 3 同一種目で5割以上団体員が同じ場合、同一団体とみなすため重複登録できません。
- 4 スポーツ保険は、対物保障があるものに参加をしてください。

※利用予約手続

あいち共同利用型施設予約システムを利用し、2ヶ月先の抽選申込を毎月行います。

【抽選スケジュール】



【毎月1日～10日】 2ヶ月後の抽選申込期間

【毎月13日】 結果通知 ※1

【毎月13日～22日】 当選確認後、体育施設窓口にて使用料支払い

【毎月24日～翌月19日】 追加利用分の受付期間 ※2

(窓口・インターネットでの仮予約、使用料支払い)

※1 抽選結果は、13日の午前7時頃に登録のメールアドレス宛に通知されます。

※2 窓口予約は午前9時から、インターネットでの仮予約は午前0時から開始します。
インターネットによる仮予約の有効期間は10日間です。

※予約時の 注意事項

- 1 利用前月の20日以降は、施設の予約が出来ません。
- 2 抽選後、期日までに使用料の支払いがない場合、当選結果は無効となります。

※予約取消

予約を取消す場合は、必ず各地区の体育施設窓口へ連絡または来館してください。
また、利用前月の20日以降の取消となる場合は、管理指導員にも連絡してください。

※利用器具

- ・利用できるもの：支柱・ネットなど競技に必要な備品
- ・各団体で用意するもの：ボール・ラケット等の消耗品・冷暖房器具など競技備品以外のもの

※利用料

開放校一覧表のとおり

※青少年スポーツ活動を主とする団体が屋外照明施設を利用する場合、照明施設使用料が2分の1になります。

(青少年スポーツ活動に関する届出が必要。)

※利用料還付

天災、学校都合、管理人都合等、利用者の責によらず利用できない場合は、全額還付します。自己都合での時間短縮・利用中止の場合は還付できません。

※利用の 注意事項

- 1 登録証及び利用許可書を他の団体等に貸与しないこと。
- 2 学校敷地内の指定場所以外への自動車・自転車等の乗り入れを禁止する。
- 3 樹木・建物・借用器具は大切にし、折傷しないこと。
- 4 使用開始及び終了時間を厳守すること。
- 5 体育館では土足厳禁とし、体育館シューズを着用のこと。
- 6 子ども連れの方がいる場合は、子どもの管理に責任を持つこと。
- 7 借用器具使用後は、管理指導員立会いで、元の場所に整理整頓すること。
- 8 体育施設使用後は、必ず清掃のうえ管理指導員に連絡すること。
- 9 利用者に事故が発生した場合は、ただちに管理指導員に連絡すること。
- 10 学校敷地内及び周辺で喫煙しないこと。
- 11 空きかん・空きびん等のごみは利用者で処分し、学校内に残さないこと。
- 12 台風等により、暴風警報が発令され、午後4時に解除されない場合は、屋内・屋外施設にかかわらず使用を中止します。
また、地震の場合には東海地震の警戒宣言が発せられたとき、又は本市で震度5弱以上の地震が発生したときは中止します。
- 13 学校体育施設を利用できるのは登録団体に限ります。
- 14 その他、学校や他人に迷惑をかけたり、風紀を乱すような行為をしないこと。
- 15 ボール等は学校のものを使用せず、各自で持参してください。
- 16 利用後は、必ず清掃・消毒を行い、「チェックシート」への記入してください。

※賠償責任

利用者が開放校の施設・設備・器具等を故意または過失により破損・亡失した場合は、利用者に賠償していただきます。

※傷害保険

団体員は全員スポーツ傷害保険又は同等の保険(対物保障必須)への加入が必要です。
※西尾市市民活動総合補償制度・A I U保険などは団体活動中の事故は保険適用外となる場合があります。補償内容を十分ご確認ください。

※問合せ先

- ◇スポーツ振興課(午前8:30~午後5:15/土日祝閉庁) TEL 54-0002
- ◇体育施設窓口(午前9:00~午後8:45/月曜休館)
- ◆西尾地区：総合体育館 TEL 54-7761
 - 中央体育館 TEL 55-0305
 - 中央ふれあいセンター TEL 56-7796
 - 鶴城体育館 TEL 55-0168
 - ◆一色地区：一色町体育館 TEL 73-6187
 - ◆吉良地区：吉良野外趣味活動施設 TEL 32-1602
 - ◆幡豆地区：幡豆公民館 TEL 63-0129